飼料用米の農産物検査規格 【玄米(案)】

種類		項目 設定規格(案)		(案)	設 定 理 由
	種類		飼料用玄米		流通実態として、うるち、もちの区分を行っていないこと から、「飼料用玄米」として設定。
	銘柄		設定無し		流通実態として、品種別に区分し取引されていないこと から、設定は行わない。
	量目		現行規格と同じ 麻袋及び樹脂袋:30kg、60kg 紙袋:20kg、30kg ポリエチレンフィルム:30kg		流通の円滑化と検査の効率化のため、食用と同じ規格 を設定。
飼料用玄米	荷造り及び包装		現行規格と同じ 麻袋、樹脂袋、紙袋、 ポリエチレンフィル袋		飼料用米の流通・保管の実態が食用の米穀と同等であることから、食用と同じ規格を設定。
		等級区分	合格		実需者が求める区分は飼料用に供することが出来るか否かであり、等級区分は「合格」「規格外」を設定。
	品位	水分(最高限度)	現行規格と同じ (15.0%)		飼料用米及び加工飼料が常温保管を行う実態から、 15.0%以上では保管上問題があるとの指摘あるが、生産・利用の実態を踏まえ食用と同じ規格を設定。 (当分の間、規格数値に1.0%を加算したものとする。)
		被害粒	25%		被害粒の混入による飼料への影響についてデータは無いが、品質・成分に影響を及ぼすと考えられる「発芽粒」 「病害粒」「芽くされ粒」を被害粒とし、普通小粒大麦の 飼料用に供するものと同じ規格を設定。
		異種穀粒 (最高限度)	もみ	3%	食用に供する米穀と異なり飼料製造の受け入れ段階で、除去する工程が無いことから、混入は厳しく設定すべきとの指摘がある。しかし、飼料用米では、もみ摺り
			麦	1%	後の選別・調整を食用ほど行わないことから、もみの混入限度を食用規格より緩和して設定。 また、栽培形態(二毛作等)から、小麦等の混入も想定
			もみ及び麦を除いたもの	1%	されることを踏まえ、現行の食用の3等相当規格を設定。
		異物 (最高限度)	1%		現行の収穫・調製段階の実態を踏まえれば、ある程度 の夾雑物等の混入は避けられないことから、普通小粒 大麦の飼料用に供するものと同じ規格を設定。
		規格外	異臭のあるもの又は合格の品位に適合しないものであって、異種穀粒及び異物を50%以上混入していないもの		飼料製造において、家畜の健康に影響を及ぼすことが 懸念されることから、米穀の臭い以外の臭い(油煙臭、 発酵臭等)がすることが確認されたものについては、食 用に供する米穀と同じく規格外と設定。
	その他	附則	異物として土砂、石、ガラス片、金属片、プラス チック片が混入していて はならないこととする。		食用に供する米穀と同じく、異物として土砂、石、ガラス 片、金属片、プラスチック片が混入していてはならないと 設定。